

アルゼンチン 正義を求める闘いとその記録 性暴力を人道に対する犯罪として裁く!

日時：2018年10月13日(土) 13:00–17:00 (12:30開場)

場所：上智大学 四谷キャンパス2号館4階401教室

資料代：1,000円

(上智大学教職員・学生は無料)

スペイン語同時通訳あり

国家による過去の犯罪、人権侵害をどう裁くのか。

いま、アルゼンチンで、新たな試みが始まっています。

軍事政権下(1976–1983)での性暴力を人道に対する犯罪として訴追する裁判が、アルゼンチン国内の裁判所で始まっているのです。40年前の国家権力による性暴力の加害者が裁かれるようになった背景には、軍事政権下の犯罪追及を「終わらせよう」として制定された法律を違法にしてきた裁判所、議会の取り組みがあります。そして米州人権委員会や国際刑事裁判所など、国際社会の人権規範の進展が後押しとなりました。

そして、何よりも、自分の子どもや孫を奪われた女性たちが5月広場で繰り広げた粘り強い闘いがあり、それを支えた市民、人権団体があります。このたび、運動を率いてきた「5月広場の母」市民による人権アーカイブズ「メモリア・アビエルタ」の代表、そして拘禁中の性暴力被害を証言し、裁判を闘ったサバイバーという、素晴らしい女性ゲスト3人の来日が実現しました。

戦争での加害を自ら裁かなかつた戦後日本の姿勢は、アジアの被害者や国際社会から問われ続けています。みなさんのご参加をお待ちしています。

お申し込み

当日参加も可能ですが、座席数に限りがあるため、ご参加予定の方は以下までご連絡ください。

tel 03-3202-4633 wam@wam-peace.org

ウェブ <https://bit.ly/2LJeC6I> またはQRコード



photo:Chie ISHIDA

Eduardo Luis Duhalde,
El estado terrorista argentino.
Argos Vergara (1983)



© Olga Morales

会場へのご案内



JR中央線、東京メトロ四ツ谷駅から徒歩5分
東京都千代田区紀尾井町7-1

共催：

アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」(wam) 女たちの戦争と平和資料館

上智大学 グローバル・コンサーン研究所(IGC)

上智大学 イベロアメリカ研究所

上智大学 カトリックセンター



アルゼンチンでは、1976年にクーデターにより軍事独裁政権が成立、1983年まで左翼イデオロギー撲滅のために誘拐、拷問、殺人が行われ、3万人が犠牲になったと言われています。息子や娘が突然に連れ去られた母たちで構成される「5月広場の母たち」はブエノスアイレスの大統領官邸前の5月広場で、今も抗議行動を続けています。



ノラ・コルティニヤス (Nora Cortiñas)

1977年4月15日、息子のカルロス・グスタボ(24歳)が失踪。ノラは息子を探すなかでこれは個人的なことではないと気づき、1977年に「5月広場の母たち」を共同創設、1986年からは「5月広場の母たち(創設者路線)」の共同創設者。記憶、真実、正義を守るためにゆるぎない活動、闘いの軌跡は米州人権委員会や国連などで広く知られ、88歳のいまも社会心理学者として大学や市民団体などで教えている。「闘いが継続し、私たちがすべての真実を知り、ジェノサイドに関する永続的かつ効果的な裁きと刑があり、私たちが忘れなければ、3万人の失踪者は安らかに眠れるのです」。



グラシエラ・ガルシア・ロメロ (Graciela García Romero)

1976年10月15日、ブエノスアイレスで拉致され、国内最大の秘密拘禁施設、ESMA(海軍技術学校)に連行される。1977年、海軍少佐だったEduardo "El Tigre" Acostaのアパートに数回にわたって連行され「移送する」(死)と脅迫され、強かんされる。1982年に釈放されるまで、拷問、奴隸労働といった非人道的な状況に置かれた。公開証言できるようになったのは2005年で、CELS(法と社会研究センター)の支援を得て裁判の原告となった。軍事政権下、ほとんどすべての拘禁施設で行われた性暴力が組織的な犯罪だったことが、様々な裁判を通して明らかになってきている。グラシエラは日本軍の性奴隸にされた女性たちの闘いから影響を受けたという。



ベロニカ・トラス (Verónica Torras)

「メモリア・アビエルタ」代表。公的機関での記憶に関わるキャリアが豊富で、2011–15年には政府のMemoria en Movimiento(運動の記憶)プログラムのディレクターを務めた。人権問題のNGOでも活動し、加害者訴追などにも大きな役割を果たしたCELS(法と社会研究センター)の広報部長等を歴任。人権の博士号やスピーチ分析の修士号を持ち、数多くのメディアにアルゼンチンの記憶、真実、正義に関する論文を発表している。

*「メモリア・アビエルタ」(「開かれた記憶」の意)は、アルゼンチンの人権団体の連合体で、記憶の保存、伝達、促進に関する市民アーカイブズとして国・地域レベルで活動。2007年に人権侵害の記録をユネスコ記憶遺産に登録申請した市民団体のひとつである。



石田智恵(いしだ・ちえ)

早稲田大学 法学学術院 専任講師、早稲田ラテンアメリカ研究所所属。アルゼンチン日系移民コミュニティの調査中に日系失踪者家族会に出会ったことをきっかけに、「失踪者」の文化人類学的記述に取り組む。アルゼンチンの人権問題に現れる様々な「少数者の抑圧とその抵抗」のあり様を調査研究している。論文に「個人の登録・消去・回復—アルゼンチンと同一性の問題」『異貌の同時代—人類・学・の外へ』(以文社、2017年5月)、「軍政下アルゼンチンの移民コミュニティと「日系失踪者」の政治参加」『コンタクト・ゾーン』7(2015年3月)など。

アルゼンチン・人権侵害との闘い関係略史	
1976	クーデターによりビデラ軍事政権成立。
1977	「5月広場の母たち」、街頭行動スタート。
1983	民政移管、アルフォンシン政権発足。
1984	真相究明委員会が報告書“Nunca más”(『二度と再び』)を公表。
1985	軍事政権トップ5人に終身刑を含む有罪判決。 その後、1986年に「終止符法」、 1987年に「正当な服従法」を制定して加害者の訴追を制限。
1989	メヌム政権発足。その後、1990年に有罪判決になった 軍政トップ5人を特赦で釈放。
1998	子ども誘拐罪で訴追はじまる。
1999	「メモリア・アビエルタ」設立。
2001	連邦地裁、「終止符法」と「正当な服従法」という2つの免責法は、 米州人権条約、拷問禁止条約等に違反し、違憲かつ無効と宣言。
2003	キルチネル政権発足。 国会、2つの免責法を無効とする法律を採択。
2005	最高裁、人道に対する罪に対する2つの免責法は違憲と判決。 軍事独裁政権下の人権侵害を性暴力も含めて裁くようになる。
2007	最高裁、メヌム大統領の特赦に対して違憲と判決。 官民のアーカイブズが共同で申請した人権侵害の記録が ユネスコ記憶遺産に登録。

賛同・カンパのお願い

● アルゼンチンから3人のゲストをお迎えするには約200万円程度の出費を予定しています。地球の裏側で力強く闘っている女性たちに出会い、学び、繋がるような機会にしたいと思っています。このシンポジウムの目的に賛同いただける団体・個人を募っています。またカンパもぜひよろしくお願いします。

● <賛同金 1口> 団体:5,000円 個人:1,000円

● <振込先>

● 郵便振替口座 00110-2-579814

● 加入者名「女たちの戦争と平和人権基金」係

● 銀行口座 三菱UFJ銀行渋谷支店 普通口座 3345859
特定非営利活動法人 女たちの戦争と平和人権基金

● *郵便振込の際は、通信欄に「アルゼンチン賛同」と明記のうえ、賛同者名公表のみ可否をお知らせください。当日の資料に掲載する予定です。カンパの場合は「アルゼンチンカンパ」と明記ください。

● *銀行振込の際は、賛同・カンパの別、お名前の漢字と賛同者名の公表可否確認のため、wam事務局までメールでご一報いただけます。

● 連絡先: アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」(wam)
東京都新宿区西早稲田2-3-18 AVACOビル2F 〒169-0051

● T: 03-3202-4633 E: wam@wam-peace.org